

第6章 附属明細書

① 会社法に規定される附属明細書の内容

1 公開会社以外の株式会社

各事業年度にかかる株式会社の計算書類にかかる附属明細書には、次に掲げる事項のほか、株式会社の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない（計算規則145）。

- (1) 有形固定資産および無形固定資産の明細
- (2) 引当金の明細
- (3) 販売費および一般管理費の明細

2 公開会社

公開会社である株式会社は、上記1の(1), (2), (3)に加え、会計監査人設置会社以外の株式会社の場合に会社計算規則140条1項ただし書の規定により、関連当事者との取引に関する注記について省略した事項があるときは、その省略した以下の事項を記載する（計算規則145, 140①）。

- (1) 取引の内容
- (2) 取引の種類別の取引金額
- (3) 取引条件および取引条件の決定方針
- (4) 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容および当該変更が計算書類（連結注記表にあっては、連結計算書類）に与えている影響の内容

第4節 有価証券

会計処理

① 科目の概要

1 定義および範囲

有価証券とは、法律上財産権を表す証券でその権利の移転および行使に証券をもってなされることを要するものである。

会計上、有価証券の範囲は証券取引法上の有価証券にかぎられており、次のものである（証取法2）。

- ① 国債証券
- ② 地方債証券
- ③ 特別の法律により法人の発行する債券（④および⑩に掲げるものを除く。）
- ④ 資産の流動化に関する法律（平成10年法律105号）に規定する特定社債券
- ⑤ 社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）
- ⑥ 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（⑦、⑧および⑩に掲げるものを除く。）
- ⑦ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律44号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書
- ⑧ 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券

税務チェックリスト

〔CL仕訳二二〕

チェック項目	参照法令等
<p>1 有価証券の範囲</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 法人税法上の有価証券の範囲は、証券取引法2条1項1号から11号に掲げる権利（会計上の有価証券）に加えて、税法上の有価証券として以下が含まれるが留意したか。</p> <p><input type="checkbox"/> ① 銀行・信託会社等の貸付債権信託の受益権（信託契約時の受益者が委託者であるものにかぎる。）</p> <p><input type="checkbox"/> ② 外国法人以外の者が発行する譲渡性預金証書をもって表示される金銭債権</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 合名会社、合資会社または合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員または会員の持分その他法人の出資者の持分</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 株主または投資法人法2条23項に規定する投資主となる権利、優先出資法13条の優先出資者となる権利、資産流動化法2条5項に規定する特定社員または26条に規定する優先出資社員となる権利その他法人の出資者となる権利</p>	<p>税法2①二十一 証取法2①一～十一 法令11 証取法2②一</p> <p>銀行法（昭和56年法律59号）10②五</p>
<p>2 有価証券の譲渡損益の計上</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 有価証券の計上時期</p> <p>内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡にかかる譲渡利益額または譲渡損失額は、その譲渡にかかる契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額または損失の額に算入するが留意したか。</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 上記(1)の契約をした日は、次の場合にはそれぞれ次に掲げる日となることに留意したか。</p> <p><input type="checkbox"/> ① 証券業者等に売却の媒介、取次ぎもしくは代理の委託または売出しの取り扱いを委託をしている場合</p> <p>当該委託をした有価証券の売却に関する取引成立日</p> <p><input type="checkbox"/> ② 相対取引により有価証券を売却している場合</p> <p>証券取引法41条《取引報告書の交付》に規定する取引報告書に表</p>	<p>税法61の2</p> <p>法基通2-1-22</p>

仕 訳

1 株式会社設立時

(単位：円)

株式会社の設立登記が完了し、発起人から株式払込金に相当する普通預金1,000,000円の引渡しを受け株式の割当てを行った（払込金は全額を資本金とする）。

また、登録免許税400,000円を普通預金から支払ったが、これは、発起人全員の同意の下に、設立に際し資本金または資本準備金の額として計上すべき額からの控除を定めていたものである。

(借) 普通預金	1,000,000	(貸) 資本金	1,000,000
(借) 資本金	400,000	(貸) 普通預金	400,000

ワンポイント

会社計算規則74条1項二号は、会社法32条1項三号に掲げる事項として、設立費用のうち設立に際して資本金または資本準備金の額から減じると定めた金額は、払込みまたは給付額から減じると定めている。

計上時期

法人の設立は登記が完了したときであり、その時点から株式を割り当られた株主が払込みないし給付をなした金額が資本金となる。

(編集部注) 上記1の例のみ、会社法に基づいた仕訳例となっている。

2 新株発行を伴う増資

(単位：円)

増資を行うこととし、普通株式2,000株を1株60,000円（内資本組入額50,000円）、申込期日は4月15日、払込期日は4月25日という条件で発行することとした。銀行から、4月16日に申込証拠金が入金された連絡があり、4

月25日に当座預金に振り替えた。

① 申込期日の翌日（4月16日）

(借) 別段預金	120,000,000	(貸) 新株式申込 証拠金	120,000,000
----------	-------------	------------------	-------------

② 払込期日（4月25日）

(借) 新株式申込 証拠金	120,000,000	(貸) 新株払込金	120,000,000
------------------	-------------	-----------	-------------

(借) 当座預金	120,000,000	(貸) 別段預金	120,000,000
----------	-------------	----------	-------------

③ 払込期日の翌日（4月26日）

(借) 新株払込金	120,000,000	(貸) 資本金	100,000,000
		株式払込剰余金	20,000,000

ワンポイント

会社法上、株式は無額面株式に一本化されているが、発行価額の2分の1までの金額は資本に組入れず、資本準備金として計上する。(会社法445)

計上時期

会社法上、株主となる時期は新株予約権を行使した日とされているので、その日に資本金を増加させる。

〔CL仕訳二二〕

3 法定準備金の資本組入

(単位：円)

取締役会決議により、資本準備金4,000,000円の資本組入による無償増資を行なった。

(借) 資本準備金	4,000,000	(貸) 資本金	4,000,000
-----------	-----------	---------	-----------